

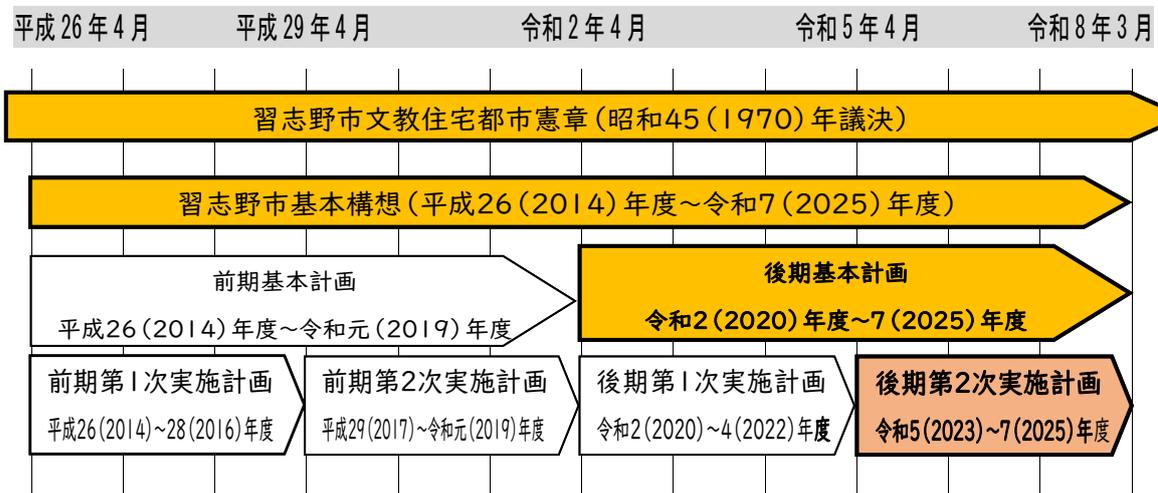
習志野市後期第2次実施計画について

1 習志野市の計画体系

習志野市の計画体系は、まちづくりの基本理念である「文教住宅都市憲章」を頂点として、基本構想、基本計画、実施計画から構成されています。

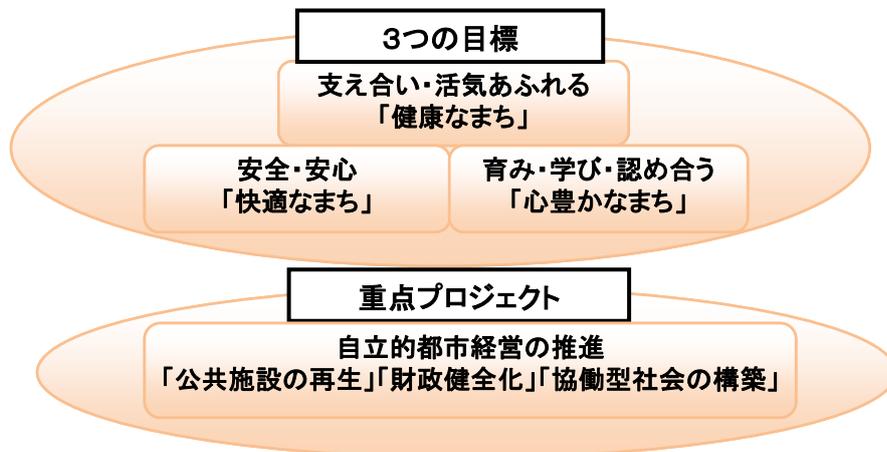
習志野市基本構想は、目標年度を令和7（2025）年度までとし、基本計画は、前期基本計画を平成26（2014）年度～令和元（2019）年度、後期基本計画を令和2（2020）年から令和7（2025）年度の各6年間としています。

また、社会の変化や住民ニーズに柔軟に適應するため、前期、後期のそれぞれ3年間ごとに、第1次、第2次の実施計画を策定することとしています。



2 実施計画策定の趣旨

基本構想は、将来都市像を「未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野」とし、この将来都市像を実現するため、次の3つの目標と3つの重点プロジェクトを掲げています。



実施計画は、基本構想の具体的な施策を表す計画である基本計画における事業の推進を図るため、3年間の事業計画として策定するものです。

後期第2次実施計画は、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6年間の計画期間とする後期基本計画における事業の推進を図るため、令和5（2023）年度～令和7（2025）年度までの3年間の計画期間とする事業計画として策定します。

3 実施計画の方針

後期第2次実施計画の策定にあたっては、次の点に留意します。

- (1) 基本構想および後期基本計画に掲げられた施策体系に基づき、その施策の実現を目指した計画とします。
- (2) 具体的な予算事業として掲げ、実効性のある計画とします。
- (3) 各事業の内容をわかりやすくするため、年度ごとに具体的な内容を示します。
- (4) 後期基本計画は、国のまち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」と一体的な計画として策定していることから、本実施計画は、総合戦略のアクションプランを包含するものとします。
- (5) 後期第2次実施計画は、本市のSDGsの推進及びその達成に向けた方向性を定める「習志野市SDGs戦略」を包含するものとします。

4 予定事業費について

各予定事業に掲載する予定事業費のうち、令和5年度は、令和5年度当初予算額を掲載することとします。また、令和6年度、令和7年度は、策定時において今後見込まれる事業費の目安として掲載することとし、実際の事業費については、改めて各年度の予算編成時に査定を行い、確定するものです。

今後、厳しい財政状況が見込まれることから、実施予定事業においても、事業実施の手法検討などを行い、さらなる効率化を図り、事業の着実な実行を目指します。

5 策定期間について

後期第2次実施計画の策定は令和5年3月を目標とし、現在、計画案を作成しています。今年度開催予定の令和4年度第2回習志野市長期計画審議会では計画案をお示しします。